

昭和四十六年法律第四十号

民事訴訟費用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 裁判所に納める費用

第一節 手数料（第三条—第十条）

手数料以外の費用（第十一条—第十三条の二）

費用の取立て（第十四条—第十七条）

第三章 証人等に対する給付（第十八条—第二十一条）

第四章 雜則（第二十九条・第三十条）

附則 第一章 総則

（趣旨）

民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続（以下「民事訴訟等」という。）の費用については、他の法令に定めるものほか、この法律の定めるところによる。

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九百九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

第三条 執行官法（昭和四十一年法律第一百十一号）の規定による手数料その手数料及び費用の額

第四条 当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上

上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）

次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び宿泊料の額

イ 旅費

（1）旅行が本邦（國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第八百四十四号）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定めることを超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った

交通費の額

（2）旅行が本邦と外国との間のものを含む場合において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額（当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額）

（3）日当 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額

（4）宿泊料 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）ために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定めた額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを

含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額

五 代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定する期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。）における旅費、日当及び宿泊料（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）前号の例により算定した額。

六 訴訟その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用と認める額を超えることができない。

七 官庁その他の公の団体又は公証人から前号の書類の交付を受けるために要する費用（当該官庁等に支払うべき手数料の額に交付一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額）

八 第六号の訳文の翻訳料 用紙一枚につき最高裁判所が定める額

九 文書又は物（裁判所が取り調べたものに限り文書を裁判所に送付した費用、通常の方法により送付した場合における実費の額

十 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払った報酬及び費用（裁判所が相当と認められる額）

十一 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税 その登録免許税の額

十二 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の原本若しくは記録事項証明書の交付、公証人法（明治四十一年法律第五十号）第四十四条第一項第二号の書面の交付若しくは同項第三号の電磁的記録の提供、執行文の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律第五十号）第四十四条第一項第二号の書面の交付

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

前項の規定にかかわらず、民事訴訟法（昭和三十七年法律第八百三十九号）第七条の規定によりそ

の例によることとされる場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」といふ。）により行うことができるものとされてい

律第四号）第二十九条の規定により送達すべき書類の交付若しくは電磁的記録の提供を受けるために要する費用（裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額に交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額）

十三 公証人法（第四十八条の規定により公証人がする書類又は電磁的記録の送達のために要する費用、公証人に支払うべき手数料及び送達に要する料金の額）

十四 第十二号の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類（官庁等の作成に係るもの）の交付を受けるために要する費用（第七号の例により算定した費用の額）

十五 裁判所が支払うものを除き、強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行（その例による競売を含む。）に関する法令の定めるところにより裁判所が選任した管理人又は管財人が受けれる報酬及び費用（当該法令の規定により裁判所が定める額）

十六 差押債権者が民事執行法第五十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の許可を得て支払つた地代又は借賃の費用（第七号の例により算定した額）

十七 第二十八条の二第一項の費用 同項の規定により算定した額

十八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百八十五条（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による通知を書面でした場合の通知の費用（通知一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額）

十九 第二章 裁判所に納める費用

二十 第一節 手数料

（申請の手数料）

二十一 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税 その登録免許税の額

二十二 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の原本若しくは記録事項証明書の交付、公証人法（明治四十一年法律第五十号）第四十四条第一項第二号の書面の交付若しくは同項第三号の電磁的記録の提供、執

行文の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律第五十号）第四十四条第一項第二号の書面の交付

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

前項の規定にかかわらず、民事訴訟法（昭和三十七年法律第八百三十九号）第七条の規定によりそ

の例によることとされる場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」といふ。）により行うことができるものとされてい

る申立てであつて、別表第一の上欄に掲げるものの（以下「特定申立て」という。）をする場合には、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならぬ。

次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費行のけまつ支度の適用による更の二つに記載

者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第四十九条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者は訴え提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額(当該申立てが第一号の和解の申立てに係るものである場合にあつては二千円を、当該申立てが同号の支払督促の申立てに係るものである場合にあつては別表第一の一の項目に掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。)を控除した額の手数料を認めなければならない。

二 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴え提起があつたものとみなされたとき。

三 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律第五十六条第一項の規定により債権届出の時に訴え提起があつたものとみなされたとき。

一の判決に対し上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。一の決定又は命令に対して民事訴訟法第三百三十六条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による抗告の提起及び同法第三百三十七条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。

破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百四十八条第四項本文の規定により破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをしたもの

第三条の二 民事執行法第百六十七条の十七第一項（扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続実施等の申立ての手数料の特例）

項本文（同法第百九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第百九十九条第一項若しくは第二項の申立て又は同法第二百六条第一項若しくは第二項の申立て（以下この条において「財産開示手続実施等の申立て」という。）と同時に債権の差押命令の申立てをしたものとみなされる場合には、当該財産開示手続実施等の申立てをする者は、財産開示手続実施等の申立てをする時に当該財産開示手續実施等の申立ての手数料を納めなければならぬ。この場合において、当該差押命令により差し押さるべき債権を特定することができたときは、更に債権の差押命令の申立ての手数料を納めなければならない。

第四条 別表第一及び別表第二において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定による算定する。

2 はより算定する。
財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的的価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的的

3 価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

4 第一項の規定は、別表第二の一の項イの手
その原因である事實から生ずる財産権上の請求
とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的
的の価額による。

5 数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

6 の一三の項及び一三の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

7 碇とされている価額について準用する。
前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、百六十万円

第五条 民事訴訟法第三百五十五条第二項（第三百六十七条规定第二項）において準用する場合を含む（手数料を納めたものとみなす場合）

二 別表第三の一の項から三の項までの上欄に掲げる事項であつて特定申立てに係る事件に関するもの

前項の手数料以外の手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に收入印氏を占つて内訳なげしません。たゞ、

最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

第九条 (過納手数料の還付等)
手数料が過大に納められた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、過大に納

められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

裁判所書記官は、申立てにより、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額を定め、書記官が生じた場合にあらかじめ

額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請

求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額の二分の一の額（その額が四千円分に満たないときは、四千円）を控除（この項の金額に満たない場合は、しません）す。

四十五
によつては、
陰した金額の金銭を交付しなければならぬ。
一訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第
四十七条第一項控訴の場合は第五十二条第一項の
規定若しくはこれらの規定の例による参加の

申出 口頭弁論を経ない却下の裁判の確定又は最初にすべき口頭弁論の期日の終了前における取下げ

二 民事調停法による調停の申立て 却下の裁判の確定又は最初にすべき調停の期日の終了前における取下げ

料三
判決審判法による労働審判手続の申立て
却下の裁判の終了前には最初にすべき労働審判
手続の期日の終了前における取下げ
昔也昔家去第四十一条（大規模な災害の被

災地における借地借家に関する特別措置法第五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。

得又貼申出（申立人として参加する場合に限る。）以下この号において同じ。）の事件の申立て、借地借家法第四十一条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）

又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告（次号に掲げるものを除く。）

の提起 却下の裁判の確定又は最初にすべき審問の期日の終了前における取下げ

五 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は

前号の申立て若しくは申出についての裁判

に対する非訟事件手続法(平成二十三年法律第

五十一号)第七十四条第一項の規定による再

抗告若しくは同法第七十五条第一項の規定に

による特別抗告の提起若しくは同法第七十七条

第二項の規定による抗告の許可の申立て 原

裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事

件を送付する前における取下げ

六 支払督促の申立て 却下の処分の確定又は

電子支払督促の送達前における取下げ

前項の規定は、数個の請求の一部について同

項目各号に定める事由が生じた場合において、既

に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する

請求についても納められたものであるときは、

その限度においては、適用しない。同項第五号

に掲げる申立てについて同号に定める事由が生

じた場合において、既に納めた手数料の全部又

は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立て

についても納められたものであるときも、その

限度において、同様とする。

4 第一項及び第二項の申立ては、一の手数料に

係る申立ての申立人が二人以上ある場合におい

ては、当該各申立人がすることができる。

5 第一項及び第二項の申立てでは、その申立てを

に生じた一の手数料を同一の手数料に充てること

ができる。

6 第一項又は第二項の申立てについてされた裁

判所書記官の処分に対しても、その告知を受け

た日から一週間の不变期間内に、その裁判所書

記官の所属する裁判所に異議を申し立てること

ができる。

7 第一項及び第二項の申立て並びにその申立て

についての裁判所書記官の処分並びに前項の規

定による異議の申立て及びその異議の申立てに

ついての裁判に関しても、その性質に反しない

限り、非訟事件手続法第二編の規定(同法第二

十七条及び第四十条の規定を除く。)を準用す

る。

(再使用証明)

第十一条 前条第一項及び第二項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を當該

裁判所における他の手数料の納付について再使

用したい旨の申出があつたときは、金銭による

還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再

使用をすることができる旨の裁判所書記官の証

明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙

を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受け

た者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入

印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の

還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項

の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額

に相当する金額の金銭を還付しなければならな

い。

3 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定

による裁判所書記官の処分について準用する。

第二節 手数料以外の費用

(納付義務)

第十一條 次に掲げる金額は、費用として、当事

者等が納めるものとする。ただし、特定申立て

に係る手続においては、第一号に掲げるものの

うち、第十三条の料金に充てるための費用を納

めることを要しない。

裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事

訴訟等における手続上の行為をするため必

要な次章に定める給付その他の給付に相当す

る金額

二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若し

くは行政事件における事件の調査その他の行

為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び

裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例

により算定したものに相当する金額

三 口頭弁論に係る調書又は電子調書の更正

督促手続

四 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件(他の

法令の規定により非訟事件手続法の規定を準

用することとされる事件を含む)、家事事件

若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に

関する条約の実施に関する法律(平成二十五

年法律第四十八号)第二十九条に規定する子

の返還に関する事件の手続の費用の負担の額

を定める手続

五 民事執行法第四十二条第四項に規定する執

行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

六 少額訴訟債権執行(民事執行法第一百六十七

条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を

いう。以下同じ。)の手続

(予納義務)

第十二条 前条第一項の費用を要する行為について

ては、他の法律に別段の定めがある場合及び最

高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事

者等にその費用の概算額を予納させなければな

らない。

2 前項の規定による予納は、最高裁判所規則で

定めるところにより、現金をもつてしなければ

ならない。

裁判所は、第一項の規定により予納を命じた

場合においてその予納がないときは、当該費用

を要する行為を行わないことができる。

(予納がない場合の費用の取立て)

第三節 費用の取立て

(裁判により費用の負担を命ぜられた者からの

取立て等)

第十四条 第十一条第一項の費用で予納がないも

のは、裁判、裁判上の和解、調停若しくは労働

審判によりこれを負担することとされた者又は

民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負

担すべき者から取り立てができる。

(説明者の旅費の請求等)

第十九条 民事訴訟法第二百八十八条第二項(これ

を準用し、又はその例による場合を含む)又

は公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八

号)第四十二条の三十二第二項の規定による説

明者、民事訴訟法第一百八十七条规定(これ

を準用し、又はその例による場合を含む)の規

定による審尋をした参考人及び事実の調査のた

めに裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを

受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求する

ことができる。

(説明者の旅費の請求等)

第十三条 裁判所は、郵便物の料金又は民間事

業による信書の送達に関する法律(平成十四年

法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般

信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特

定信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特

定信書便事業者の提供する同条第二項に規定す

る信書便の役務に関する料金に充てるための費

用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判

所が定めるこれに類する証票(以下「郵便切手等」という。)で予納させることができる。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特

例)

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が

行うものに係る費用についての第十一條第二

項、第十二条第一項及び第三項並びに前条の規

定の適用については、第十一条第二項及び第十

二条第三項中「裁判所」とあるのは「裁判所書

記官」と、同条第一項及び第三項並びに前条中「裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」とする。

一 担保権利者に対する権利行使の催告

二 口頭弁論に係る調書又は電子調書の更正

督促手続

三 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件(他の

法令の規定により非訟事件手続法の規定を準

用することとされる事件を含む)、家事事件

若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に

関する条約の実施に関する法律(平成二十五

年法律第四十八号)第二十九条に規定する子

の返還に関する事件の手続の費用の負担の額

を定める手続

四 法令の規定により非訟事件手続法の規定を準

用することとされる事件を含む)、家事事件

若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に

関する条約の実施に関する法律(平成二十五

年法律第四十八号)第二十九条に規定する子

の返還に関する事件の手続の費用の負担の額

を定める手続

五 民事執行法第四十二条第四項に規定する執

行費用及び返還すべき金銭の額を定める手續

六 少額訴訟債権執行(民事執行法第一百六十七

条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を

いう。以下同じ。)の手続

(予納がない場合の費用の取立て)

第三章 証人等に対する給付

(証人の旅費の請求等)

第十八条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日

当及び宿泊料を請求することができる。ただし、

正當な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若

しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請

求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又

は償還を受けることができる。

第三章 証人等に対する給付

(説明者の旅費の請求等)

第十九条 民事訴訟法第二百八十八条第二項(これ

を準用し、又はその例による場合を含む)又

は公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八

号)第四十二条の三十二第二項の規定による説

明者、民事訴訟法第一百八十七条规定(これ

を準用し、又はその例による場合を含む)の規

定による審尋をした参考人及び事実の調査のた

めに裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを

受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求する

ことができる。

(説明者の旅費の請求等)

第十四条 裁判所は、郵便物の料金又は民間事

業による信書の送達に関する法律(平成十四年

法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般

信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特

定信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特

定信書便事業者の提供する同条第二項に規定す

る信書便の役務に関する料金に充てるための費

用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判

所が定めるこれに類する証票(以下「郵便切手等」という。)で予納させることができる。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特

例)

第十四条 裁判所は、郵便物の料金又は民間事

業による信書の送達に関する法律(平成十四年

法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般

信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特

定信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特

定信書便事業者の提供する同条第二項に規定す

る信書便の役務に関する料金に充てるための費

用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判

所が定めるこれに類する証票(以下「郵便切手等」という。)で予納させることができる。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特

例)

第十五条 前条第一項及び第二項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を當該

裁判所における他の手数料の納付について再使

用したい旨の申出があつたときは、金銭による

還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再

使用をすることができる旨の裁判所書記官の証

明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙

を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受け

た者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入

印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の

還付を受けたときは、同項

の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額

に相当する金額の金銭を還付しなければならな

い。

3 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定

による裁判所書記官の処分について準用する。

第二節 手数料以外の費用

(納付義務)

第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八

十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判

所は、強制執行の手続に関する法令の規定に従い強

制執行をすることができる。この決定は、執行

力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第九条第七項の規定は、前項の決定について準用する。

(訴訟上の救助により納付された費用の取立て)

第十七条 民事訴訟法以外の法令において準用す

る同法の規定により救助を受け納付を猶予され

(特例手数料還付事件に関する電子調書の更正)

- 第四条** 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。
- 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。
- 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する場合は、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。
- 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する日から一週間の不变期間内にしなければならない。
- (特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等)

第五条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等

記録(特例手数料還付事件の記録中次条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができ

る。

前項の規定は、特例手数料還付事件に関する

非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。第五項において「録音テー

プ等」という。)に関しては、適用しない。こ

の場合において、当事者又は利害関係を疎明し

た第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記

官に対し、これらの物の複製を請求することができ

る。

裁判所は、当事者から前二項の規定による許

可の申立てがあつた場合においては、当事者又

は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると

認めるときを除き、これを許可しなければなら

ない。

裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第

一項又は第二項の規定による許可の申立てがあ

れることにおいて、相当と認めるときは、これ

を許可することができる。

当事者は、特例手数料還付事件に関する非電

磁的事件記録中当該当事者が提出した書面等

について

が記録する方法による複写を請求する

ことができる。

(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)又は録音テープ等について

は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官

に對し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求する

ことができる。

本若しくは抄本の交付又はその複製を請求する

(特例手数料還付事件に関する終局決定の方式
及び電子裁判書)

第九条 特例手数料還付事件に関する終局決定は、電子裁判書(最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ)を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない決定については、最高裁判所規則で定めるところによつて、電子裁判書の作成に代えることができる。

2 特例手数料還付事件に関する終局決定の電子裁判書に代わる電磁的記録(「記録」という。)を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもつて、電子裁判書の作成に代えることができる。裁判書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 主文

二 理由の要旨

三 当事者及び法定代理人

3 裁判所は、第一項の規定により電子裁判書又は電子裁判書に代わる電磁的記録を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

(特例手数料還付事件に関する非訟事件手続法の準用)

第十一条 附則第三条から前条までに定めるものほか、特例手数料還付事件の手続に関する規定は、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定(同法第二十七条、第四十条及び第五十三条第一項後段の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項五 第四十三条	第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、非訟事件手数料還付事件費用等にかかる規定による。	第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、非訟事件手数料還付事件費用等にかかる規定による。
項一 第八十五条	第一項を除く。	第一項を除く。
項一 第二十六条	から第六十条まで(第五十九条第一項及び第五十九条第三項を除く。)	から第六十条まで(第五十九条第一項及び第五十九条第三項を除く。)
項二 第八十五条	第一項を除く。	第一項を除く。
項一 第一条		

る期日の告知」と読み替えるものとする

期間について

準用する

規の期日及び

て準用する第

五十八条第二

項

第一条

第三条

第四条

第五条

第六条

第七条

第八条

第九条

第十条

第十二条

第十三条

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

第二十五条

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九条

第八十条

第八十一条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九条

第九十条

第九十一条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九条

第一百条

第一百一条

第一百十二条

第一百十三条

第一百十四条

第一百十五条

第一百十六条

第一百十七条

第一百十八条

第一百十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十二条

第一百三十三条

第一百三十四条

第一百三十五条

第一百三十六条

第一百三十七条

第一百三十八条

第一百三十九条

第一百四十条

第一百四十一条

第一百四十二条

第一百四十三条

第一百四十四条

第一百四十五条

第一百四十六条

第一百四十七条

第一百四十八条

第一百四十九条

第一百五十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四条第一項及び第七項の改正規定を除く。）及び第二章並びに附則第三条から第五条までの規定 平成十六年一月一日

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額に関する経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律（以下「新費用法」という。）第二条の規定は、次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用について適用し、一部施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用については、なお従前の例による。

2 新費用法第二条第四号及び第五号の規定は、当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。）又はその代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。）が一部施行日以後に行う期日への出頭及び一部施行日以後に出発する旅行について適用し、一部施行日前に行つた期日への出頭及び一部施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（過納手数料の還付に関する経過措置）

第四条 新費用法第九条第三項の規定は、一部施行日以後にされた同項各号に掲げる申立てに係る手数料の還付について適用し、一部施行日前にされたこれらの申立てに係る手数料の還付については、なお従前の例による。

（第三債務者の供託の費用の請求等に関する経過措置）

第五条 新費用法第二十八条の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例によ

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
(経過措置の原則)
第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれら法律の規定により生じた効力を妨げない。
附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。
附 則 (平成一六年一月一七日法律第一一四〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。
附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十八条の規定中民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第二項第一号の改正規定 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日（民事訴訟費用等に関する法律に関する経過措置）
第二十九条 この法律の施行の日が労働審判法の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける民事訴訟費用等に関する規

（政令への委任）
第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。
（施行期日）
五号 抄
附 則 **（平成一七年六月二九日法律第七十一条抄）**
（施行期日）
七号 抄
附 則 **（平成一九年七月一一日法律第一一三号抄）**
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を経過した日から施行する。
（施行期日）
三号 抄
附 則 **（平成一三年五月二十五日法律第五号抄）**
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。
（施行期日）
八号 抄
附 則 **（平成一五年六月一九日法律第四号抄）**
この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
（施行期日）
一号 抄
附 則 **（平成一五年六月二六日法律第六号抄）**
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（施行期日）
附 則 **（平成一五年七月三日法律第七二号抄）**
（施行期日）
一 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定

法第二十九条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）、同法第三十三条第一項の改正規定（同法中第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百十一条の改正規定（第八十五条並びに「を〔第八十五条から第八十六条まで及び〕に改める部分に限る。」）同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定（第九十二条第一項の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第一百四十九条の次に二条を加える改正規定、同法第一百二十九条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定（「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）

加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中「鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（第十八条）の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。」及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（第十八条）の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十二条中会社更生法第一百十条第三項の規定、第二百四十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十三条中民事再生法第一百五十五条を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十四条中会社更生法第一百十条第三項の規定、第二百四十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十五条中民事执行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十六条中民事事件手続法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第三百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百三十九条の改正規定（第十八条）の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第一百六十七条中民事事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、第一百六十八条中民事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定（第三項ま

で、」を「第四項まで、」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る)。同法第二百六十条第一項第六号の改正規定及び同法第八十条に六十一一条第五項の改正規定、第三百四十一一条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定(同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第一百三十三条の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(「第八十七条の二」を削る部分に限る)。)民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日

附 則 (令和六年五月一五日法律第二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年五月二四日法律第三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一四日法律第五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一九日法律第五八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

別表第一（第三条、第四条関係）		
項	上欄 訴え（反訴を除く。）の提起	下欄
一	訴訟の目的に応じて、次に定めるところに算出した額を得た額	訴訟の目的に応じて、次に定めるところに算出した額を得た額
（二）訴訟目的が万円	（一）訴訟目的が万円まで十万円までの価額その部分までの価額	（一）訴訟目的が万円まで十万円までの価額その部分までの価額

五を十価目訴（円）ご円額そ部ま十を千価目訴（千）にで万額その円え円五価目訴（円）にで万額その円五を
十超億額的訟（五）三とま百の分で億超万額的訟（四円）ご円五の部ま千を百額的訟（三）ご円二の部ま百超
億え円がのの 千にで万価 の円え円がのの 二とま十価 で万超万がのの 千とま十価 で万え

五	四	三	二	
請求の変更	立て告の提起若しくは上告受理の申立	く。上告の提起又は上告受理の申立 (四の項に掲げるものを除く。)	控訴の提起 (四の項に掲げるも のを除く。)	
の変 請 求 後	額のの得出よの又二 一二たしり項はの の分額て算に三項	倍額て算に一 の得出よの 額二たしり項	倍一額て算に一 の・得出よの 額五のたしり項	円 ご円額そ分え円五価目訴（万にで万額その円 一とま千の るを十額的訟（六円）ご円五の部 万にで万価 部超億がのの 一とま百価 で

六	
	反訴の提起

じ的そ本だ額て算に二てにのるに控にた判つ（一
くをの訴し。得出よのはあ提反お訴係判断い求
す同目と、たたしり）、つ起訴け審る決してに項
た控の手にの変額て算に二てにのるに控にた判つ（一
に額除額数係請更か得出よのはあ変請お訴係判断い求
のつ
しを料る求前らたしり）、つ更求け審る決してに項き

七	
る参加の申出 は第五十二条第一項の規定によ る民事訴訟法第四十七条第一項又	
に第三項はあ参お告又控にた判つ（一 お一の又二つ加け審は訴係判断い求 い審、はのてにるに上審る決してに項 額除額て算にのはあ提反お訴係判断い求項てにのる訴かこてにる しを得出よ項、つ起訴け審る決してに一つ価目訴にらのはつ反 た控たしり、二てにのるに控にた判つ請のい額的訟係本額、い訴	

九	二の八	八	
イ 不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立て及び民事執行法第百五十九条（これを準用し、又は三）による場合を含む。」の規定による申立て	仲裁判法（平成十五年法律第百三十八号）第四十四条第一項、第 四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは第四十九条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第二十七条第一項の規定による申立て	再審の訴えの提起（簡易裁判所及び地方裁判所に提起するものと除く。）	額で算にのてにるに上にたな判つ請お二してにて得出よ項はあ参お告係判か断い求い審、判つ請たしり一、二つかけ審る決つしてにてに第断い求
四千円	四千円	四千円	○一
三一	一一		
イ 不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立て及び民事執行法第百五十九条（これを準用し、又は三）による場合を含む。」の規定による申立て	借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	再生手続開始の申立て	イ 民事執行法第百六十七条の十五第一項、第一百七十二条第一項、第一百七十三条第一項若しくは第百七十四条第二項の強制執行の申立て又は同法第一百九十七条第一項、第一百七十二条第一項、第一百七十三条第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て
十億土での借と求裁にの第十家借分額地あ目地きめ判よ規二七法地のののる的權はるをる定項条第借	一万円	二万円	ロ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百八条第一項の規定による申立てその他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申立て又は申請
二千円			ハ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百八条第一項の規定による申立てその他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申立て又は申請

ご円二そ分で万え円がな基（二）四百とま十その円がな基（二）へた額しりろるにてにそとをのる的權はるをのそ額当三とま十のの円五を百る確（二）四百円にで万の分ま百る確（二）ご円額で万額と 得出よこめ次じ額、確額地あ目地きめ判他、相

基（六）ご円五そ分で億え円がな基（五）円千とま百その円え円がな基（四）円 ご円五そ分で万超万がな基（三）四百四とま百のの円五を十る確（五）二にで万の部分ま十を千る確（四）八とま十のの円え円五る確（四）百千にで万額部ま十超億額と 百 ご円額で億超万額と 百にで万額部ま千を百額と

四 一	二 の 三 一
民事調停法による調停の申立て 又は労働審判法による労働審判 手続の申立て	借地借家法第四十一条の事件の 申立ての変更

は調(四)円にて万額その円え円五価事求審は調(三)百にて万額その円五を百価事求審は調(二)円ご円額そ部分まで労停(四)ご円五の部ま千を百額項め判労停(三)ご円二の部ま百超万額項め判労停(二)五とま十ので働又千とま十価で万超万がのるを働又五とま十価で万え円がのるを働又百にて万価の

六一	二の五一	五一	二の四一
民事調停法による調停の申立て 又は労働審判法による労働審判 手続の申立ての変更	家事事件手続法別表第一に掲げ る事項についての審判の申立て 又は同法の規定による参加の申 出(申立人として参加する場合 に限る。)	家事事件手続法別表第二に掲げ る事項についての審判、同法第 二百四十四条に規定する事件に ついての調停若しくは国際的な 子の奪取の民事上の側面に関する 条約の実施に関する法律第三 十二条第一項に規定する子の返 還申立事件の申立て又はこれら の法律の規定による参加の申出 (申立人として参加する場合に 限る。)	民事調停法による調停の申立て の申立てににつき一四 の項に 変更後

二の六一	七一
び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年法律第三十一号) 第十条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する申立て、他の裁判所の裁判を求める申立て、産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十一条の申立てその他裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの(この表の他の項に掲げる申立てを除く。)	裁判に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て (ロ) 非訴事件手続法又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の規定による申立て、消费者的財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十一条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されると非訴事件手続法の規定による参加(一三の項に掲げる参加を除く。)の申出(申立人として参加する場合に限る。)

五百円	債権につき千にの
(イ) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿することができる者を秘匿することができる者を秘匿する決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、裁判所書記官の取消しの申立て、秘匿決定等の処分に対する異議の申立て、秘匿訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前に証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の申立てを除く。)	(ハ) 家事事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿することができる者を秘匿する決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、裁判所書記官の取消しの申立て、秘匿決定等の処分に対する異議の申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、同法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て、義務の履行を命ずる審判を求める申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、同法第十三条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止

五百円	債権につき千にの
(イ) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿することができる者を秘匿する決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、裁判所書記官の取消しの申立て、秘匿決定等の処分に対する異議の申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、同法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て、義務の履行を命ずる審判を求める申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、同法第十三条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止	(ハ) 家事事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿することができる者を秘匿する決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、裁判所書記官の取消しの申立て、秘匿決定等の処分に対する異議の申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、同法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て、義務の履行を命ずる審判を求める申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、同法第十三条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止

五百円	債権につき千にの
(イ) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿することができる者を秘匿する決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、裁判所書記官の取消しの申立て、秘匿決定等の処分に対する異議の申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、同法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て、義務の履行を命ずる審判を求める申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、同法第十三条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止	(ハ) 家事事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿することができる者を秘匿する決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、裁判所書記官の取消しの申立て、秘匿決定等の処分に対する異議の申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、同法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て、義務の履行を命ずる審判を求める申立て、執行裁判所の執行処分に対する異議の申立て、同法第十三条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止

者の保護等に関する法律第十六条
条第三項若しくは第十七条第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)第三十九条第一項の規定による申立て、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第三百四十八条(第四百八号)第三百四十四条の五百五条の四第一項若しくは第三百四十五条の五第一項の規定による申立て、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三百四十四条の六第一項若しくは第三百四十五条の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て、公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和六年法律第五十八号)第三十三条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和二年法律第二十二号)第十一條第一項若しくは第十二条第一項

<p>九一 民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手続法第八十三条第一項、家事事件手続法第一百三十三条第一項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する法律第百十九条の実施に関する法律第百十九</p>	<p>八一 抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第一項、家事事件手続法第九十七条第二項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百一十二条第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">以外のもの</td> <td style="width: 10%;">ら(4)</td> <td style="width: 10%;">(3)</td> <td style="width: 10%;">(3)民事保</td> <td style="width: 10%;">裁判を含む)</td> <td style="width: 10%;">に対するもの</td> <td style="width: 10%;">裁判を含む)</td> <td style="width: 10%;">裁判所の</td> <td style="width: 10%;">抗告裁判所の</td> <td style="width: 10%;">抗告の許可の</td> <td style="width: 10%;">若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百一十二条第二項の規定による抗告の許可の申立て</td> </tr> <tr> <td>まで</td> <td>(1)か</td> <td>ま</td> <td>ま</td> <td>る</td> <td>る</td> <td>る</td> <td>る</td> <td>る</td> <td>る</td> <td>る</td> </tr> </table>	以外のもの	ら(4)	(3)	(3)民事保	裁判を含む)	に対するもの	裁判を含む)	裁判所の	抗告裁判所の	抗告の許可の	若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百一十二条第二項の規定による抗告の許可の申立て	まで	(1)か	ま	ま	る	る	る	る	る	る	る	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">手数料</td> <td style="width: 10%;">の額</td> <td style="width: 10%;">倍の額</td> <td style="width: 10%;">一・五</td> <td style="width: 10%;">倍の額</td> <td style="width: 10%;">一・五</td> <td style="width: 10%;">倍の額</td> <td style="width: 10%;">一〇</td> <td style="width: 10%;">倍の額</td> <td style="width: 10%;">一〇</td> <td style="width: 10%;">倍の額</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>額</td> <td>額</td> <td>・</td> <td>額</td> <td>・</td> <td>額</td> <td>・</td> <td>額</td> <td>・</td> <td>額</td> </tr> <tr> <td>の</td> <td>の</td> <td>の</td> <td>手</td> <td>の</td> <td>手</td> <td>の</td> <td>に</td> <td>の</td> <td>に</td> <td>の</td> </tr> </table>	手数料	の額	倍の額	一・五	倍の額	一・五	倍の額	一〇	倍の額	一〇	倍の額	料	額	額	・	額	・	額	・	額	・	額	の	の	の	手	の	手	の	に	の	に	の
以外のもの	ら(4)	(3)	(3)民事保	裁判を含む)	に対するもの	裁判を含む)	裁判所の	抗告裁判所の	抗告の許可の	若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百一十二条第二項の規定による抗告の許可の申立て																																														
まで	(1)か	ま	ま	る	る	る	る	る	る	る																																														
手数料	の額	倍の額	一・五	倍の額	一・五	倍の額	一〇	倍の額	一〇	倍の額																																														
料	額	額	・	額	・	額	・	額	・	額																																														
の	の	の	手	の	手	の	に	の	に	の																																														

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。	条第一項の規定による再審の申立て又は同法第百十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立て
--	---

五	四	三	二
請求の変更	上告の提起又は上告受理の申立て（四の項に掲げるものを除く。） 訴の提起に対する控訴の提起又は上告受理の申立て	上告の提起又は上告受理の申立て（四の項に掲げるものを除く。） 訴の提起に対する控訴の提起若しくは上告受理の申立て	控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。） （四百円）。ただし、被告の数が二以上の場合にあつては、被告の数から一を減じた数に二千円を乗じて得た額を加算した額

の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て、労働組合法（昭和二十四号）第二十一条の二十の規定による申立て、特許法第五百五十五条の二の三第一項、第一百五十四条の四第一項若しくは第五百五十五条の五第一項の規定による申立て、著作権法第一百四十四条の二第一項若しくは第一百四十四条の三第一項若しくは第一百四十四条の四第一項若しくは第五百五十五条の五第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て、種苗法第四十条第一項若しくは第三十七

六一	五一	四一	第四十一条第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立てのうちに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの
民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による抗告の許可の申立て	民事訴訟法第三百三十七条第一項に規定する裁判以外の抗告の提起に対する抗告の提出	行政事件訴訟法第一四〇条の申立てによる抗告の提出	行政事件訴訟法第一四〇条の申立てによる抗告の提出（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する抗告の提出
二千七百円（電子情報処理組織を使用する方による申立てをす場合にあつては、一千九百円）	三千円（電子情報処理組織を使用する方による申立てをす場合にあつては、一千九百円）	五千円（電子情報処理組織を使用する方による申立てをす場合にあつては、一千九百円）	五千円（電子情報処理組織を使用する方による申立てをす場合にあつては、一千九百円）

四	三	二	一	別表第三（第七条関係）
項目	上欄	中欄	下欄	
執行文の付与	事件の記録の閲覧、謄写、複製又は複写（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）	事件の記録の正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録部分に記録された書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	用紙一枚につき百五十円（事件の記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供をする場合にあつては、一件につき二千百円）	一件につき百五十円（千六百円）
一通につき三百円	事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明し、該事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	事件について原本（事件の記録の写しについて原本（事件の記録が電磁的記録で作成されている場合にあっては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したときのその書面。以下同じ。）の記載と相違ない旨の説明に係るものについては、原本十枚までごとに百五十円）	一件につき百五十円（事件の記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供をする場合にあつては、一件につき二千百円）	をする場合にあつては、千六百円）